

鳥取県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

退任した役員の氏名及び住所

理事	西尾文雄	鳥取市佐治町津無66
〃	西尾洋一郎	鳥取市佐治町津無454
〃	奥田博美	鳥取市佐治町津無360
〃	下石讓	鳥取市佐治町畑238
〃	小谷俊一郎	鳥取市佐治町加瀬木389
〃	前田寛文	鳥取市佐治町津無108
〃	西尾隆之	鳥取市佐治町津無479
監事	中谷庄治	鳥取市佐治町高山61
〃	西尾光之	鳥取市佐治町津無594-3
〃	谷上正樹	鳥取市佐治町余戸399

平成21年3月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	西尾文雄	鳥取市佐治町津無66
〃	西尾洋一郎	鳥取市佐治町津無454
〃	奥田博美	鳥取市佐治町津無360
〃	下石讓	鳥取市佐治町畑238
〃	小谷俊一郎	鳥取市佐治町加瀬木389
〃	前田寛文	鳥取市佐治町津無108
〃	西尾隆之	鳥取市佐治町津無479
監事	谷上正樹	鳥取市佐治町余戸399
〃	中谷庄治	鳥取市佐治町高山61
〃	西尾光之	鳥取市佐治町津無594-3

平成21年3月29日就任 任期3年